

## 新エターナル <第 25 号>

### ISO26000(社会的責任の手引)を活用した自社の環境マネジメントの棚卸し

#### 1. はじめに

2010年11月1日、社会的責任(SR: Social Responsibility)の世界標準であるISO26000が発行されました。この規格は、社会的責任とは何か、そしてそれを実施する上で組織が何に、またどのように取り組むべきなのかに関する手引を提供する国際規格であり、組織の業種・規模を問わず利用できるものです。その開発には、90を超える国と40を超える国際機関の、消費者・政府・産業界・労働組織・非政府組織(NGO)・その他有識者約400人のマルチステークホルダーが関与しました。

しかしながら規格文の量が多く内容が複雑なこの規格を、どのように活用したら良いのか苦慮している企業も多いと言われていています。そこで本稿では、社会的責任の7つの中核主題(「組織統治」「人権」「労働慣行」「環境」「公正な事業慣行」「消費者課題」「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」)から「環境」を選定し、ISO26000を自社の環境マネジメントにどう活かすべきなのかについて考察します。

#### 2. ISO26000のポイント

##### (1) ISO26000の特徴

「1 適用範囲」に記述されている本規格の特徴は次の通りです。①②④は後述の社会的責任の定義とも一致しています。

- ①組織の持続可能な発展<sup>1</sup>への貢献を助けることを意図している。
- ②組織が法令順守以上の活動に着手することを奨励する。
- ③社会的責任の分野における共通の理解を促進することを意図している。
- ④ISO26000を適用する際は、国際行動規範<sup>2</sup>との整合性をとりつつ、経済状況の違いに加えて、社会、環境、法、文化、政治及び組織の多様性を考慮する。
- ⑤ISO26000は、マネジメントシステム規格ではない。(第三者認証用の規格ではない。)

##### (2) 社会的責任の定義

社会的責任は次のように定義されました。ISO26000は、ステークホルダー重視の規格であり、かつ法令順守のみならず国際行動規範との整合も目指したもので、企業活動に統合され実践されることが望まれています。

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な活動を通じて組織が担う責任。

- －健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する。
- －ステークホルダーの期待に配慮する。
- －関係法令を順守し、国際行動規範と整合している。
- －その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される。

<sup>1</sup> 持続可能な発展(sustainable development): 将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危険にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展。

<sup>2</sup> 国際行動規範(international norms of behaviors): 国際慣習法、一般に受け入れられている国際法の法則、または普遍的もしくはほぼ普遍的に認められている政府間合意から導かれる、社会的に責任ある組織の行動に対する期待(例えばリオ宣言他)

### 3. 中核主題「環境」の構成

他の中核主題も同様ですが、ISO26000 では（図表 1）に示すように（各中核主題の）「概要」「原則」「考慮すべき点」「課題」、そして「課題」は「課題の説明」「関連する行動及び期待」の順番で記述されています。

（図表 1）ISO26000 の中核主題「環境」の構成

6.5 環境
6.5.1 環境の概要
6.5.2 原則及び考慮すべき点
6.5.2.1 原則
6.5.2.2 考慮すべき点
6.5.3 環境に関する課題 1：汚染の予防
6.5.3.1 課題の説明
6.5.3.2 関連する行動及び期待
6.5.4 環境に関する課題 2：持続可能な資源の利用
6.5.4.1 課題の説明
6.5.4.2 関連する行動及び期待
6.5.5 環境に関する課題 3：気候変動の緩和及び気候変動への適用
6.5.5.1 課題の説明
6.5.5.2 関連する行動及び期待
6.5.6 環境に関する課題 4：環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復
6.5.6.1 課題の説明
6.5.6.2 関連する行動及び期待

#### （1）「原則」及び「考慮すべき点」

中核主題「環境」の「原則」には（図表 2）、「考慮すべき点」には（図表 3）に示すようなキーワードが列挙されており、言うまでもなくこれらは「環境」対策を検討する上で重要な概念です。

（図表 2）「環境」の「原則」

原則
<b>環境に対する責任</b>
<b>予防的アプローチ</b>
<b>環境リスクマネジメント</b>
<b>“汚染者負担”の原則</b>

（図表 3）「環境」の「考慮すべき点」

考慮すべき点
<b>ライフサイクルアプローチ</b>
<b>環境影響評価</b>
<b>クリーナープロダクション</b> （1992 年のリオ宣言のアジェンダ 21 で提唱された製品のライフサイクル全体の環境負荷を低減する概念） <b>及び環境効率</b>
<b>製品サービスシステムアプローチ</b> （例えば、製品のリース・レンタル）
<b>環境にやさしい技術及び慣行</b>
<b>持続可能な調達</b> （例えば、エコベルが付与された製品の調達）
<b>学習及び啓発</b>

## (2) 環境に関連する「課題」と「課題の説明」

環境に関連する「課題」と「課題の説明」の概要は(図表4)の通りです。このように「環境」に関連する「課題」は4項目あり、これらは独立事象ではなく相互に絡み合っていますが、ここで重要なのは「**全ての中核主題は全ての組織に関係するが、必ずしも全ての「課題」が全ての組織に関係するわけではない。組織は、全ての中核主題を確認し、どの課題が関係するのかを特定すべきである。**(ISO26000 7.3.2.1)」、つまり全ての「課題」に必ずしも取り組む必要はないという点です。前述の通りISO26000は業種・規模を問わず利用できる手引のため、各中核主題の各「課題」には関連する知見やノウハウが総括的に凝縮されています。このため、必ずしも自社の環境マネジメントにとって関連のない事項やあまり重要でない事項もISO26000に記述されているため、規格文の量が多く内容が複雑になっています。

(図表4) 環境に関連する「課題」と「課題の説明」の概要

課題		課題の説明
1	汚染の予防	大気への排出、排水、廃棄物管理、有毒及び有害物質の使用並びに処理
2	持続可能な資源の利用	エネルギー効率、水の保全・水の利用及び水へのアクセス、材料の使用効率、製品の資源所要量の最小限化
3	気候変動の緩和及び気候変動への適用	温室効果ガス排出の抑制
4	環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復	生物多様性の評価及び保護、生態系サービスの評価・保護及び回復、土地及び天然資源の持続的な利用、環境にやさしい都市開発及び地方・村落開発の推進

## (3) 中核主題「環境」のISO26000参考文献リスト

ISO26000の各中核主題の各「課題」には、関連する知見やノウハウが総括的に凝縮されていると前述しましたが、ここでは中核主題「環境」のISO26000参考文献リストを(図表5-1)及び(図表5-2)に示します。ISO26000の参考文献は全部で175ありますが、内「環境」の参考文献は53あります。53の参考文献を1つ1つ読み解くことは大変ですが、ISO26000はそれらを濃縮した“辞書”のようなものと言えますので、まずISO26000を参照し、必要に応じて各参考文献を“逆引き”することの方が合理的と言えるかも知れません。

## (4) ISO26000参考文献の対象領域

53の参考文献の対象領域を分類した結果を(図表6)に示します。このように、地球温暖化に関する参考文献が一番多く、次に手法である環境マネジメントを除外すると、生物多様性に関する参考文献が数多く引用されています。このことから、地球温暖化対策に準じて生物多様性への取り組みの重要性が益々高まっていると言えます。

(図表 5-1) 中核主題「環境」のISO26000 参考文献リスト(1/2)

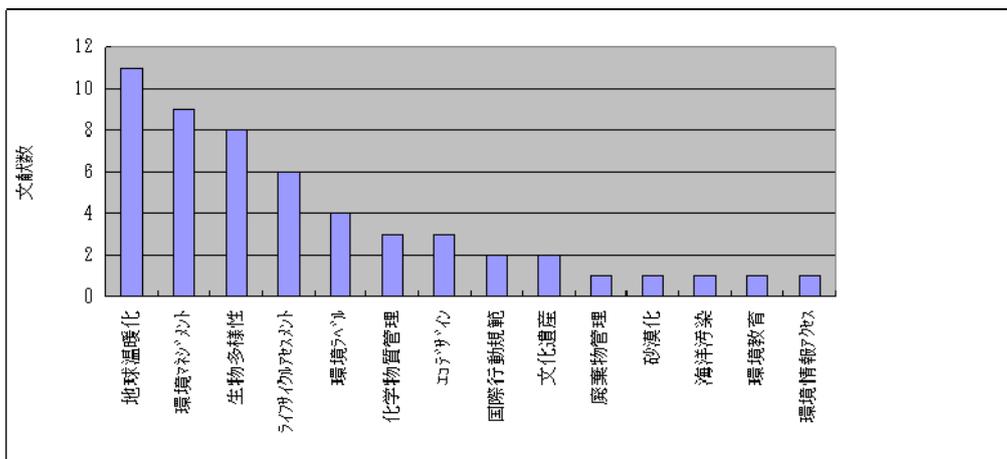
シリアル N O	文 献 N O	参考文献名	対象領域*
1	7	ISO14001,環境マネジメントシステム — 要求事項及び利用の手引き	環境マネジメント
2	8	ISO14004,環境マネジメントシステム — 原則、システム及び支援技法の一般指針	環境マネジメント
3	9	ISO14005,環境マネジメントシステム — 段階的適用の指針	環境マネジメント
4	10	ISO14006,環境マネジメントシステム — エコデザインの指針	エコデザイン
5	11	ISO14015,環境マネジメント — 用地及び組織の環境アセスメント(EASO)	環境マネジメント
6	12	ISO14020,環境ラベル及び宣言 — 一般原則	エコラベル
7	13	ISO14021,環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張(タイプII環境ラベル表示)	エコラベル
8	14	ISO14024,環境ラベル及び宣言 — タイプI環境ラベル表示 — 原則及び手続	エコラベル
9	15	ISO14025,環境ラベル及び宣言 — タイプIII環境宣言 — 原則及び手順	エコラベル
10	16	ISO14031,環境マネジメント — 環境パフォーマンス評価 — 指針	環境マネジメント
11	17	ISO14040,環境マネジメント — ライフサイクルアセスメント — 原則及び枠組み	LCA
12	18	ISO14044,環境マネジメント — ライフサイクルアセスメント — 要求事項及び指針	LCA
13	19	ISO14045,環境マネジメント — 製品システムの環境効率評価 — 原則、要求事項及び指針(作成中)	LCA
14	20	ISO/TR14047,環境マネジメント — ライフサイクルインパクトアセスメント — ISO14042 の適用の例	LCA
15	21	ISO/TS14048,環境マネジメント — ライフサイクルアセスメント — データドキュメンテーションフォーマット	LCA
16	22	ISO/TR14049,環境マネジメント — ライフサイクルアセスメント — 目的及び調査範囲の設定並びにインベントリ分析のISO14041に関する適用事例	LCA
17	23	ISO14050,環境マネジメント — 用語	環境マネジメント
18	24	ISO14051,環境マネジメント — マテリアルフローコスト会計 — 一般枠組み	環境マネジメント
19	25	ISO/TR14062,環境マネジメント — 環境適合設計	エコデザイン
20	26	ISO14063,環境マネジメント — 環境コミュニケーション — 指針及び事例	環境マネジメント
21	27	ISO14064-1,温室効果ガス — 第1部:組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引	地球温暖化
22	28	ISO14064-2,温室効果ガス — 第2部:プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引	地球温暖化
23	29	ISO14065,温室効果ガス — 認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項	地球温暖化
24	30	ISO14066,温室効果ガス — 温室効果ガスの妥当性確認チーム及び検証チームの力量に関する要求事項	地球温暖化
25	31	ISO14067-1,製品のカーボンフットプリント — 第1部:算定方法(作成中)	地球温暖化
26	32	ISO14067-2,製品のカーボンフットプリント — 第2部:コミュニケーション(作成中)	地球温暖化
27	33	ISO14069,温室効果ガス — 組織における温室効果ガス排出量の定量化及び報告(組織のカーボンフットプリント) — ISO14064-1 の適用指針(作成中)	地球温暖化

(図表 5-2) 中核主題「環境」のISO26000 参考文献リスト(2/2)

シリアル NO	文 献 NO	参考文献名	対象領域*
28	34	ISO19011,品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針	環境マネジメント
29	37	ISO10993-2:2006,医療用具の生物学的評価 — 第2部:動物の保護の要求事項	生物多様性
30	38	ISO Guide64,製品規格で環境問題を取り扱うためのガイド	エコデザイン
31	47	気候変動に関する政府間パネル:温室効果ガス目録のための IPCC ガイドライン, 2006 年	地球温暖化
32	48	IPCC 第4次評価報告書 — 気候変動 2007: 統合報告書(政策決定者向け要約), 2007 年	地球温暖化
33	118	国際海事機関(IMO): 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約), 1972 年	廃棄物管理
34	119	国連ミレニアム生態系評価 2005 及び国連環境計画(UNEP): 地球環境概況, 2007 年	生物多様性
35	128	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約), 1971 年	生物多様性
36	130	国際連合(UN): 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書, 2000 年	生物多様性
37	145	国際連合(UN): 気候変動に関する国際連合枠組条約, 1992 年	地球温暖化
38	146	国際連合(UN): 気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書, 1997 年	地球温暖化
39	158	環境と開発に関する国連会議: 環境と開発に関するリオ宣言, 1992 年	国際行動規範
40	160	国際連合欧州経済委員会(UNECE): 環境問題に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスに関するオーフス条約, 1998 年 6 月 25 日	環境情報
41	161	国連教育科学文化機関(UNESCO): 文化遺産の意図的破壊に関するユネスコ宣言, 2003 年	文化遺産
42	162	国連教育科学文化機関(UNESCO): 国連持続可能な開発のための教育の 10 年(2005~2014 年)国際実施計画, 2005 年	環境教育
43	163	国連教育科学文化機関(UNESCO): 無形文化遺産の保護に関する条約, 2003 年	文化遺産
44	166	国連環境計画(UNEP): オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書, 1987 年	化学物質管理
45	167	国連環境計画(UNEP): 生物の多様性に関する条約, 1992 年	生物多様性
46	168	国連環境計画(UNEP): 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約, 1973 年	生物多様性
47	169	国連環境計画(UNEP): 移動性野生動物の種の保全に関する条約, 1979 年	生物多様性
48	170	国際連合(UN): 砂漠化対処条約, 1994 年	砂漠化
49	171	国連環境計画(UNEP): 地域海条約及び計画, 1974 年	海洋汚染
50	172	国連環境計画(UNEP): 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約, 2001 年	化学物質管理
51	173	国際連合(UN)、国連環境計画(UNEP)、国連食糧農業機関(FAO): 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續きに関するロッテルダム条約, 2004 年	化学物質管理
52	174	国際連合(UN)、国連環境と開発に関する世界委員会(WCED): 我ら共有の未来, 1987 年	国際行動規範
53	175	国際獣疫事務局(OIE): 陸生動物衛生規約、第7条動物福祉, 2009 年	生物多様性

\*: 便宜的に分類。例えば、文献 NO166 のモントリオール議定書は国際行動規範とも言えるが、ここではその内容から化学物質管理に分類した。

(図表 6) 中核主題「環境」のISO26000 参考文献の対象領域



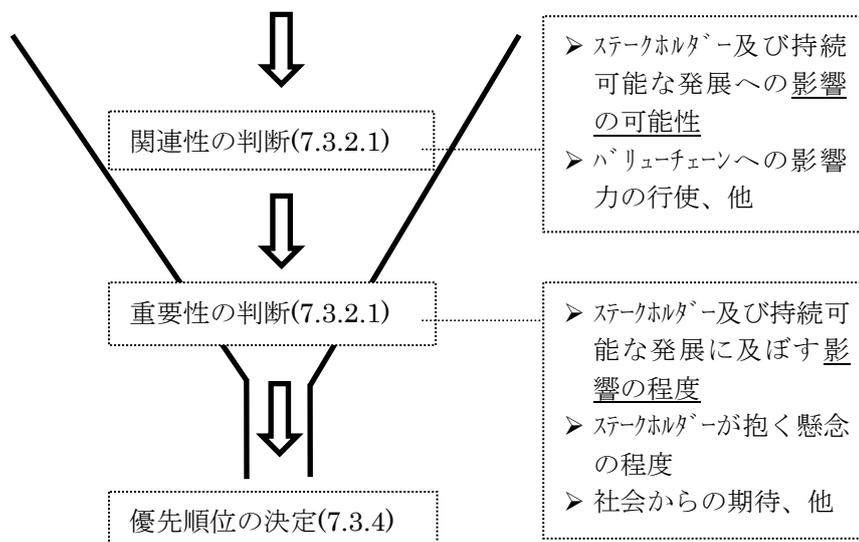
#### 4. ISO26000 を活用した自社の環境マネジメントの棚卸し

(1) 各「課題」から自社が取り組むべき優先順位を決定するプロセス

前述の通り、中核主題「環境」の4項目全ての「課題」に必ずしも取り組む必要はありませんが、その優先順位を決定するプロセスとして、ISO26000 では(図表7)に示すようなステップを提唱しています。なお、「7.3.4 優先順位の決定」では、「優先順位は、その組織に適した間隔で確認し、更新すべきである。」と定期的な見直しを推奨しています。

(図表 7) 「課題」の優先順位を決定するプロセス

課題	課題の説明
1 汚染の予防	大気への排出、排水、廃棄物管理、有毒及び有害物質の使用並びに処理
2 持続可能な資源の利用	エネルギー効率、水の保全・水の利用及び水へのアクセス、材料の使用効率、製品の資源所要量の最小限化
3 気候変動の緩和及び気候変動への適用	温室効果ガス排出の抑制
4 環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復	生物多様性の評価及び保護、生態系サービスの評価・保護及び回復、土地及び天然資源の持続的な利用、環境にやさしい都市開発及び地方・村落開発の推進



- ▶ ステークホルダー及び持続可能な発展への影響の可能性
- ▶ バリューチェーンへの影響力の行使、他

- ▶ ステークホルダー及び持続可能な発展に及ぼす影響の程度
- ▶ ステークホルダーが抱く懸念の程度
- ▶ 社会からの期待、他

(2) 「関連する行動及び期待」を活用した優先順位決定プロセス

以下に、「関連する行動及び期待」を活用した優先順位決定プロセスに関して一つの手法を提案します。例えば「環境に関する課題2：持続可能な資源の利用」では、(図表8)のような「関連する行動及び期待」が列挙されていますが、(図表8)では【注記】に示すように「関連性の判断」及び「重要性の判断」それぞれの簡単な点数評価を行い、その積の大きいものから優先順位が高い事項として位置付け、自社のより具体的な「関連する行動及び期待」を特定する手法を例示しました。

(図表8)「環境に関する課題2：持続可能な資源の利用」に関する優先順位決定プロセスの例示

「関連する行動及び期待」	「関連性の判断」*	「重要性の判断」*	「関連性」×「重要性」※	「優先順位」の決定	自社のより具体的な「関連する行動及び期待」
エネルギー源、水源、その他使用する資源の供給源を特定する。	3	2	6	最優先 →	使用している原材料で、再生不可能な資源(化石燃料、金属等)を特定する。
エネルギー、水、その他資源の使用に際して、測定、記録及び報告を行う。	3	3	9	最優先 →	その他資源の、具体的には●●及び▲▲の測定・記録・報告を行う。
.....	.....	.....	.....	.....	.....
可能な限り、再生材を使用し、水を再利用する。	2	2	4	別途検討	別途検討
流域内の全ての利用者にとって公正なアクセスが確実となるよう、水資源を管理する。	1	1	1	今回は検討せず	X
持続可能な調達を検討する。	2	2	4	別途検討	別途検討
.....	.....	.....	.....	.....	.....

【注記】

\*:○(関連ある/重要である) = 3点、△=2点(どちらとも言えない)、×(関連ない/重要でない) = 1点  
 ※:「関連性」と「重要性」の積が、「9点、6点」の場合は自社の「関連する行動及び期待」として特定し、より具体的な取組課題を検討する。なお積が「2点、1点」の場合は取りあえず自社の「関連する行動及び期待」として特定はせず、積が「4点」の場合は「9点、6点」の場合に準じた位置付けとする。

(3) ISO26000 を自社の環境マネジメントにどう活かすか

社会的責任に関する世界的なグッドプラクティスの集大成である ISO26000 を、自社の環境マネジメントの棚卸しに活用することは極めて有意義と言えます。これも含め、ISO26000 の活用方法は例えば次の通りです。

① 自社の環境マネジメントの棚卸し及び強み・弱みの分析

ISO26000 をベースに自社の環境マネジメントの棚卸しと強み・弱み分析を行い、その結果も踏まえ自社もしくは各部門の環境目的・目標設定のための参考情報として活用し、既存の PDCA サイクルに組み込みます。

② 環境理念・方針の見直し

自社の環境理念・方針を、特にグローバルな視点から見直すことができます。

③ 環境 CSR 報告書作成の手引

中核主題 7 項目が CSR 報告書の新たな枠組みになると考えられ、かつ「環境」パートについ

ても4項目の課題の観点を踏まえた記述が望まれます。

④社内教育のための教材及び経営層向けの資料

ISO26000は、社会的責任に関する言わばバイブル的な手引であり、かつ世界標準と言えますので、社内教育の教材として、また経営層向けの資料として活用できます。

⑤ステークホルダーとの対話の手引

ISO26000はステークホルダー重視の規格であり、ステークホルダーとの対話等に関して様々な知見やノウハウが記述されていますので、その際の手引として活用することも有効です。

■参考文献

ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き、ISO/SR 国内委員会監修、財団法人日本規格協会発行

株式会社インターリスク総研は、MS&ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。  
環境リスクを、企業経営リスクとして捉える環境リスクマネジメント・コンサルティングを実施しております。  
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサルティング第一部 (環境G)  
TEL.03-5296-8913 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業の環境CSR活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2011